

## 週休2日制工事の実施に関する特記仕様書

- 1 本工事は、『名古屋市緑政土木局「週休2日制工事」実施要綱』を適用する発注者指定型の週休2日制工事である。
- 2 本工事の受注者は、対象期間の土曜日、日曜日及び祝日等（以下「休日」という。）を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。
- 3 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、本市監督員と事前協議の上、前後10日間の期間において現場閉所日を設けるものとする。
- 4 降雨等により施工予定日を休工とした場合は、休日の現場閉所の実施とみなし、降雨等による休工日の後15日以内において休日施工への振替を認める。
- 5 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 6 休日の現場閉所に伴う工程の遅延などが生じないよう工程管理を適切に行うこと。
- 7 本市監督員が休日の現場閉所状況を確認できるよう、請負工事施行要綱第33条第4項に規定する工事記録簿（第31号様式）に現場閉所日を明記すること。
- 8 対象期間終了時に休日の現場閉所状況を確認し、休日の現場閉所100%に満たないものは、その状況に応じて補正分を減額し、変更契約するものとする。
- 9 この特記仕様書に定めのない事項については、『名古屋市緑政土木局「週休2日制工事」実施要綱』に定められているほか、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。